

霧島市火災予防条例の一部改正について

霧島市火災予防条例の一部を次のように改正する。

平成26年2月18日提出

霧島市長 前田 終 止

霧島市火災予防条例の一部を改正する条例

霧島市火災予防条例（平成17年霧島市条例第297号）の一部を次のように改正する。

第29条の4第4項中「令第37条第7号から第7号の3まで」を「令第37条第4号から6号まで」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（提案理由）

消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第88号）が平成26年4月1日から施行され、引用規定にずれが生じるため、本条例の所要の改正をしようとするものである。